

## 柏市教育長賞の交付に係る事務取扱基準

### 1 趣旨

この基準は、柏市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、教育委員会以外のものの行う行事における顕彰すべき参加者に対して奨励の意を表するため、柏市教育長賞（以下「教育長賞」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 交付の基準

教育長賞は、あらかじめ行事の共催及び後援に関する規則（昭和46年柏市教育委員会規則第4号）第3条第1項の共催又は後援の承認を行った行事であって、当該行事の主催者から交付の申込みがあったときに、交付することができる。

### 3 事務処理手続

- (1) 教育長賞の交付に係る事務は、教育長賞の申込みに係る行事について、共催又は後援の承認を行った部署（以下「担当部署」という。）が担当し、処理を行うものとする。
- (2) 担当部署は、教育長賞の交付を行おうとするときは、教育総務課に合議をしなければならない。
- (3) 担当部署は、柏市教育長賞交付申込書の提出を受けたときは、速やかに交付の可否を通知するものとする。

### 4 教育長賞の交付

- (1) 教育長賞は、行事の主催者を通じて顕彰すべき参加者に交付するものとする。
- (2) 教育長賞の交付数は、原則として申込みのあった行事に対し1件とする。ただし、行事の内容及び部門が複数に分かれている場合は、部門数に限り交付することができる。
- (3) 教育長賞の授与に当たっては、共催又は後援の承諾条件及び公序良俗に反することのない作品、功績、善行等を選定のうえ表彰するよう主催者に求めるものとする。
- (4) 教育長賞の交付に係る賞状、賞品等に要する経費は、行事の主催者がこれを負担するものとする。
- (5) 教育委員会は、教育長賞の交付を決定した行事が、行事の

共催又は後援を取り消されたときその他公序良俗に反する行為があったと認められるときは、当該決定を取り消すことができる。

5 報告

担当部署は、教育長賞の交付を行った行事の主催者に対し、実施報告書の提出を求めるものとする。

6 施行日

この基準は、平成18年7月1日から施行する。